

◆ 高額療養費の所得区分の確認に伴う必要書類（小児慢性特定疾病）

受診者の小児慢性特定疾病医療費が高額療養費に該当する場合、受診者が加入されている医療保険と公費の負担配分を決定（医療機関の窓口でお支払いいただく額を決定するものではありません）するため、「適用区分」を設定しています。

この適用区分は、医療保険の高額療養費の所得区分をもとに決定していますので、市から加入医療保険へ所得区分を確認させていただきます。

所得区分の確認に伴う必要書類は、加入医療保険の種別により異なります。下記の図をご参照ください。

※ 市民税所得・課税(非課税)証明書は、原本(コピー不可)を提出してください。

※ 提出書類⑤の市民税所得・課税証明書(または非課税証明書)」と重複する場合は、1部のみ提出してください。

受診者の保険種別	提出書類	
被用者保険 (協会けんぽ、組合、共済組合 等)	【被保険者が市民税課税の場合】 追加書類なし	【被保険者が市民税非課税の場合】 被保険者の「非課税証明書」
国民健康保険組合	【全員】 同一世帯において、被保険者と同じ国民健康保険組合に加入している 全員の「市民税所得・課税(非課税)証明書」 ※全国土木建築国民健康保険組合、全国建設工事業国民健康保険組合、建設連合国民健康保険組合の場合、中学生以下の子どもは提出不要	
市町村国民健康保険	【全員】 追加書類なし	
後期高齢者医療	【全員】 追加書類なし	